

第6章 大人社会での偏見、差別、人権侵害

子どもたちの間でいじめがあるように、大人の社会にも偏見、差別、人権侵害があります。「いじめはいけない」と子どもたちに伝える立場である大人たちも、子どもたちと同じく、偏見・差別等について普段から考えていく必要があります。本章では、大人社会での偏見、差別、人権侵害について説明をします。教職員、PTA、地域の方々での研修資料として本章を活用してください。

本章の研修用スライド資料を人権教育・児童生徒課のホームページ及び教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」（人権教育・児童生徒課）よりダウンロードできます。『高知家』いじめ予防等プログラム（令和2年3月）の「第2章 いじめ問題への保護者・地域・教員研修プログラム」と併せて活用してください。

人権教育・児童生徒課ホームページ URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801>

〇身のまわりにある様々なハラスメント

大人社会での偏見、差別、人権侵害としてどのようなものがあるのでしょうか。

昨今、「ハラスメント」という言葉をよく見聞きします。ハラスメントとは、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることであり、行為者がどう思っているかは関係なく、相手が不快な感情を抱けばハラスメントとなります。また、ハラスメントには、私たちの身のまわりには様々なものがあります。

※パワハラの定義については、注を参照

種類	内容	特徴的な言動（例）
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	性別にかかわらず行われる性的な言動等の性的嫌がらせ。「対価型セクハラ」と「環境型セクハラ」に分類できる。 被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず「性的な言動」であれば該当する。	・性的な要求を受け入れれば、高評価を与える。 受け入れないなら異動させる。 ・性的な言動を繰り返す。 ・抱きつく。触る。 ・お酌やデュエットを強要する。
セカンド・ハラスメント（セカハラ）	セクシュアル・ハラスメントを受けた被害者が、その事実を訴えることで、逆に事業者側から圧力などの二次的被害を受けること。	・被害妄想じゃないのか。 ・本当は、あなたが誘ったのではないか。 ・そのくらいは我慢しなさい。
パワー・ハラスメント（パワハラ）	職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与えること。 上司から部下、先輩から後輩に対して行われることが多いが、人間関係上優位性を持った部下から上司に行われる場合もある。	・叩く、殴る、蹴る。物を投げる。 ・別室に席を移し、通常の仕事をさせない。 ・同僚の目の前で執拗に叱責する。 注：パワハラについては以下の要素をすべて満たすものとされている。 ①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること ②業務の適正な範囲を超えて行われること ③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること 厚生労働省ホームページ参照
モラル・ハラスメント（モラハラ）	言葉や態度によって精神的に継続的な嫌がらせを行うこと。	・無視する。 ・努力を評価しない。 ・常に怒られるというプレッシャーをかけ続ける。
アルコール・ハラスメント（アルハラ）	飲酒にまつわる嫌がらせ	・罰ゲームやはやし立て。 ・本人の体質や体調、意向を無視して飲酒を強要する。 ・一気飲みさせる。・意図的に酔い潰させる。
ジェンダー・ハラスメント（ジェンハラ）	社会的・文化的につくられた男らしさ、女らしさを強要する嫌がらせ	・男なのになよなよしてる。 ・体力を使う仕事を男性だけにさせる。 ・お茶汲みを女性だけにさせる。

<p>スモーク・ハラスメント (スモハラ)</p>	<p>喫煙者が非喫煙者に行う嫌がらせ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非喫煙者に煙草を吸うことを強要する。 ・たばこの煙で、非喫煙者に受動喫煙させる。 ・喫煙者が勤務時間中にとる「一服」の時間が、非喫煙者の休憩時間よりも不当に多い。
<p>マタニティ・ハラスメント (マタハラ)</p>	<p>妊娠している、または出産した女性に対する嫌がらせ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠したことを理由に降格する。 ・仕事が忙しいのに子どもなんてつくってうらやましい。 ・子どもをつくるなら別の時期にしてほしかった。
<p>ブラッドタイプ・ハラスメント (ブラハラ)</p>	<p>血液型が与える印象で、その人の人柄や性格を決めつけるような言動をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・A型は几帳面だけど、O型は大雑把だからなあ。

上の表に示してあるように、ハラスメントにはパワハラ、セクハラ以外のものもあり、表に示されていないものもたくさんあります。

セカンド・ハラスメント（セカハラ）は、セクハラを受けた被害者が被害を訴えると、逆に「本当はあなたが誘ったのではないか。」「そのくらいは我慢しなさい。」とさらなる嫌がらせや圧力を受けるというものです。

アルコール・ハラスメント（アルハラ）について、悪乗りや無茶な飲ませ方は、パワハラやセクハラと関連する場合も多く注意が必要です。

この他にも、犬好きの人が、犬のリードを長くしたり、外したりしながら散歩して、犬嫌いの人に恐怖心を与えるペット・ハラスメント。口臭や体臭、きつすぎる香水など、匂いによって他者を不快にさせるスメル・ハラスメント、ラーメンやうどんをすする音が他人を不快にさせるヌードル・ハラスメント。また、最近では新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークやテレワークが拡大する中、リモートワーク・ハラスメント、略してリモハラというハラスメントが新しく注目されており、今やハラスメントの数は30とも50とも言われています。

○ハラスメントが起こった場合の対処

実際、ハラスメントが起こった場合のことについて説明します。

はじめに、自身がハラスメントを受けた場合の対処について、まず、ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということを認識することが大切です。

また、相手に対して明確にハラスメントだということを伝えることが大切です。直接言いにくいときはメールを使うという方法もあります。他には、相談窓口にご相談するという方法もあります。しかし、スメルハラ、パワハラなど相手に指摘するとパワハラやセクハラに該当する可能性があるものもありますので、そのような場合もそのままにせず、まずは周りの人に相談しましょう。

同僚や身近な人がハラスメントを受けたときの対処法については、まず、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片付けてはなりません。

被害者は他の人に対して相談をためらう傾向があります。被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談しやすくすることも大切です。

また、加害者に同僚として注意したり、ハラスメントについて上司等に相談するといった方法もあります。

ハラスメントが起こった場合

1. 自分がハラスメントを受けたとき

- (1) 認識することが大切
- (2) 相手に伝えることが大切(メール等の方法も)
- (3) 相談窓口にご相談

2. 同僚や身近な人がハラスメントを受けたとき

- (1) 個人的な問題として片付けてはダメ
- (2) 被害を受けていることに気づいたら、声をかけて
- (3) 加害者に同僚として注意したり、上司に相談を

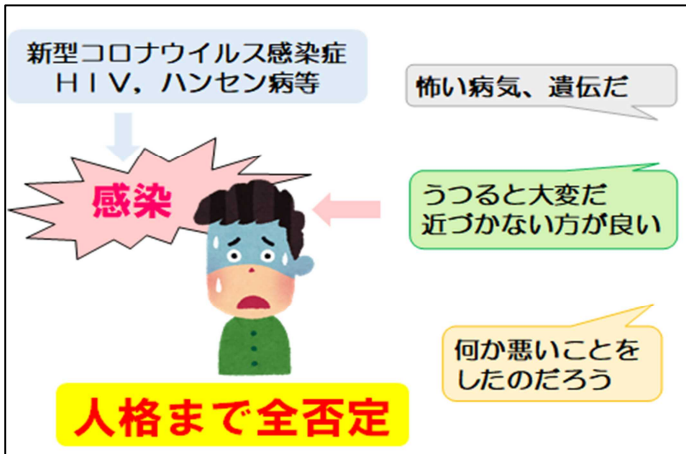
《参考資料》
厚生労働省ホームページ「職場におけるハラスメントの防止のために」

○新型コロナウイルス感染症による偏見・差別

実際に全国や高知県で起こった差別や偏見の事例の一部を紹介します。

各地で新型コロナウイルス感染者や医療従事者への差別や誹謗中傷が起こっており、日本医師会が行った医療従事者等への風評被害に関する調査結果では、令和2年10～12月に全国で少なくとも約700件の医療従事者等に対する風評被害があったと発表されています。

高知県でも、県内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認された看護師を巡り、インターネットなどに事実無根の情報が書き込まれました。また、県内の子どもが新型コロナウイルスに感染していることがわかった直後、役場や学校に、その子どもや家族の住所、氏名、職業の公表や、濃厚接触者の情報を要求したりする電話が複数かかる事案が発生しました。



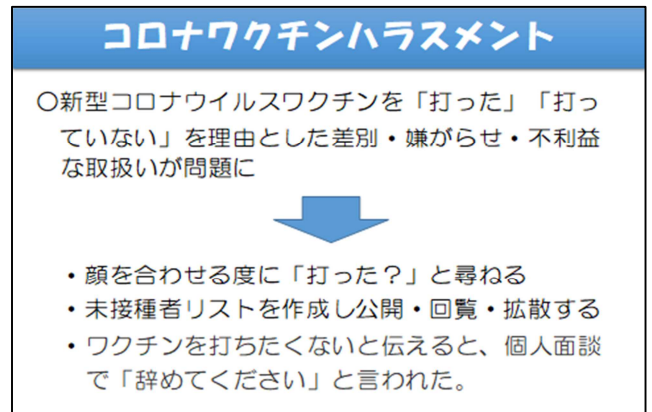
ハンセン病やHIVと新型コロナウイルス感染症は単純に比較できないものの、感染症に対する誤った知識や見解が偏見や差別につながるということはどちらも共通していると言えます。

仕事で県外に行く機会が多いという理由で子どもの登園を控えるようにいわれた事例や、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする事例等、その人の人格まで全否定する偏見や差別、誹謗中傷が社会問題となっています。

また、新型コロナのワクチン接種に関連したハラスメントが懸念されています。ワクチン接種は強制ではなく、厚生労働省は「同意がある場合に限る」とし、周りが接種を強いることや、接種を受けていない人に職場や学校などで差別的な扱いがないよう求めています。

日本で接種が行われている新型コロナワクチンは、いずれも新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、重症化を予防する効果が期待されています。

しかし、様々な事情、理由により接種しないことを選択する人や、選択せざるを得ない人がいます。新型コロナの感染拡大を防止するためのワクチン接種が、ハラスメントを増加させるという結果にならないよう、一人一人の人権感覚を高めることがより一層求められます。



○いじめ、差別、偏見を防ぐために大人たちができること

これまで説明した、ハラスメントや感染症によるいじめ、偏見、差別等について、みんなで励まし合って難局を乗り越えようとする人々は多くいます。

誤った情報や恐怖に惑わされないためにも教育や啓発によって、まず、様々な人権課題について正しく知ることが大切です。

子どもたちに「いじめはいけない」と教える大人たちがまず、正しい判断を行えるようになるためにも、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を養い、自分の人権を守り他者の人権を守るための実践的な行動へとつなげることが大切です。そういった取組が、県民総ぐるみで子どもたちをいじめ等から守る第一歩となります。

